

**(仮称) 愛鷹MTBパーク
整備・運営事業者募集要項**

平成 30 年 12 月

沼津市産業振興部スポーツ交流推進室

【 目 次 】

1	募集の概要	
(1)	事業の名称	3
(2)	事業の所在地	3
(3)	募集の目的	3
(4)	募集及び選定のスケジュール	3
(5)	公園の概要	4
(6)	対象となる事業区域	4
(7)	対象となる事業区域の概要	6
(8)	事業者選定方法	6
(9)	事業の期間	6
2	求める事業の概要	
(1)	求める事業の内容	6
(2)	事業の基本となる事項	7
(3)	駐車場の確保について	7
(4)	施設の設置許可及び管理許可	7
(5)	事業計画に盛り込む内容	7
3	事業計画にあたっての条件	
(1)	事業区域の条件	8
(2)	施設の運営・維持管理に関する条件	8
(3)	事業区域利用に係る料金等の条件	8
(4)	権利譲渡等の禁止	9
(5)	委託の禁止等	9
(6)	事業計画の変更	9
(7)	事業の中止	9
(8)	原状回復義務	9
4	応募資格要件	
(1)	応募者の構成	9
(2)	応募者の資格要件	10
5	応募の手続き	
(1)	募集要項の公表	10
(2)	質問の受付について	10
(3)	現地見学会の開催	11
(4)	提出書類の受付	11

(5) 必要書類及び提出部数	11
(6) 応募の失格事項	12
(7) 応募上の注意事項	13
6 提案書の作成について	
(1) 整備計画	14
(2) 運営計画	14
(3) 事業者実績及び実施体制	14
(4) 収支計画及び資金計画について	14
7 選考の手続き	
(1) 選考方法	14
(2) 選考基準	15
(3) プレゼンテーション及び質疑応答	15
(4) 優先交渉権者の決定及び選考結果の通知等	16
(5) 次点候補者の地位	16
8 基本協定等に関する事項	
(1) 事業計画の内容修正	16
(2) 基本協定の締結	16
9 照会窓口（業務担当課）	16
《用語の定義》	17

1 募集の概要

(1) 事業の名称

(仮称) 愛鷹MTBパーク整備・運営事業

(2) 事業の所在地

沼津市足高字尾ノ上222-1 ほか

(3) 募集の目的

本市では、平成28年度より観光振興を目的とした「サイクルツーリズム」の推進に取り組んでいます。東京2020オリンピック・パラリンピックの自転車競技として、「マウンテンバイク」が伊豆市で開催されることから、近年、県内東部・伊豆エリアにおけるオフロードサイクルへの注目度も高まっており、近隣エリアにおいてマウンテンバイクのフィールドが整備されています。

このような状況を踏まえ、本市では愛鷹運動公園内にマウンテンバイクの市民への普及促進や技術習得のための施設の整備及び運営を行う事業者を募集するものです。

整備を予定している「愛鷹運動公園エリア」は東名、新東名高速道路のインターチェンジの至近であり交通アクセスの優位性が高いエリアとなっています。また、テニスコートや野球場、多目的競技場など、スポーツを目的とした様々な施設が集積し、平成29年には公民連携事業による宿泊施設「inn the park」が開業したことで非常に注目の集まるエリアとなっています。

本事業は、新たな施設の設置により、マウンテンバイクの普及促進に加え、競技を通じた新たな観光客の増加、また既存の施設との相乗効果による公園の魅力増加を目的としています。

(4) 募集及び選定のスケジュール

項目	予定時期
募集要項の公表	平成30年12月21日(金)
質問書の受付期間	平成30年12月25日(火)～平成31年1月9日(水) ※回答は1月11日(金)までに市ホームページへ随時掲載
現地見学会の開催	平成30年12月27日(木) ※事前申込制、希望者のみ
提案書類の受付	平成31年1月18日(金)～平成31年1月25日(金)
選考委員会	平成31年1月29日(火)
優先交渉権者の決定	平成31年1月末
基本協定の締結	平成31年2月頃
公園施設の設置管理許可	提案内容により、基本協定の締結時に相談
施設整備(設計・工事)、事業開始に必要な各種申請	提案内容により、基本協定の締結時に相談
事業の開始	優先交渉権者の決定から概ね1年以内

※上記のスケジュールは変更となる可能性もありますのでご了承ください。

(5) 公園の概要

愛鷹運動公園は、沼津市の北部、愛鷹山麓の丘陵地に位置し、周りを森に囲まれた緑豊かな自然環境の中にある運動公園です。

約 60.14ha の公園内には、県営の野球場や多目的競技場、スポーツ広場、テニスコート等のスポーツ施設の他、市営のテニスコートや、inn the park、自由広場、せせらぎの径などがあり、県東部地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の拠点であるとともに、市民をはじめ近隣市町等の住民の憩いの場としても利用されています。

(6) 対象となる事業区域

今回の対象となる事業区域は、次頁区域図により定める区域とします。

なお、当該区域は現在、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく指定管理者制度を導入し、指定管理者である「株式会社日産クリエイティブサービス」が管理する区域です。事業実施にあたっては、現在の指定管理区域を市が変更し、本事業の実施区域とするものです。

<指定管理の概要>

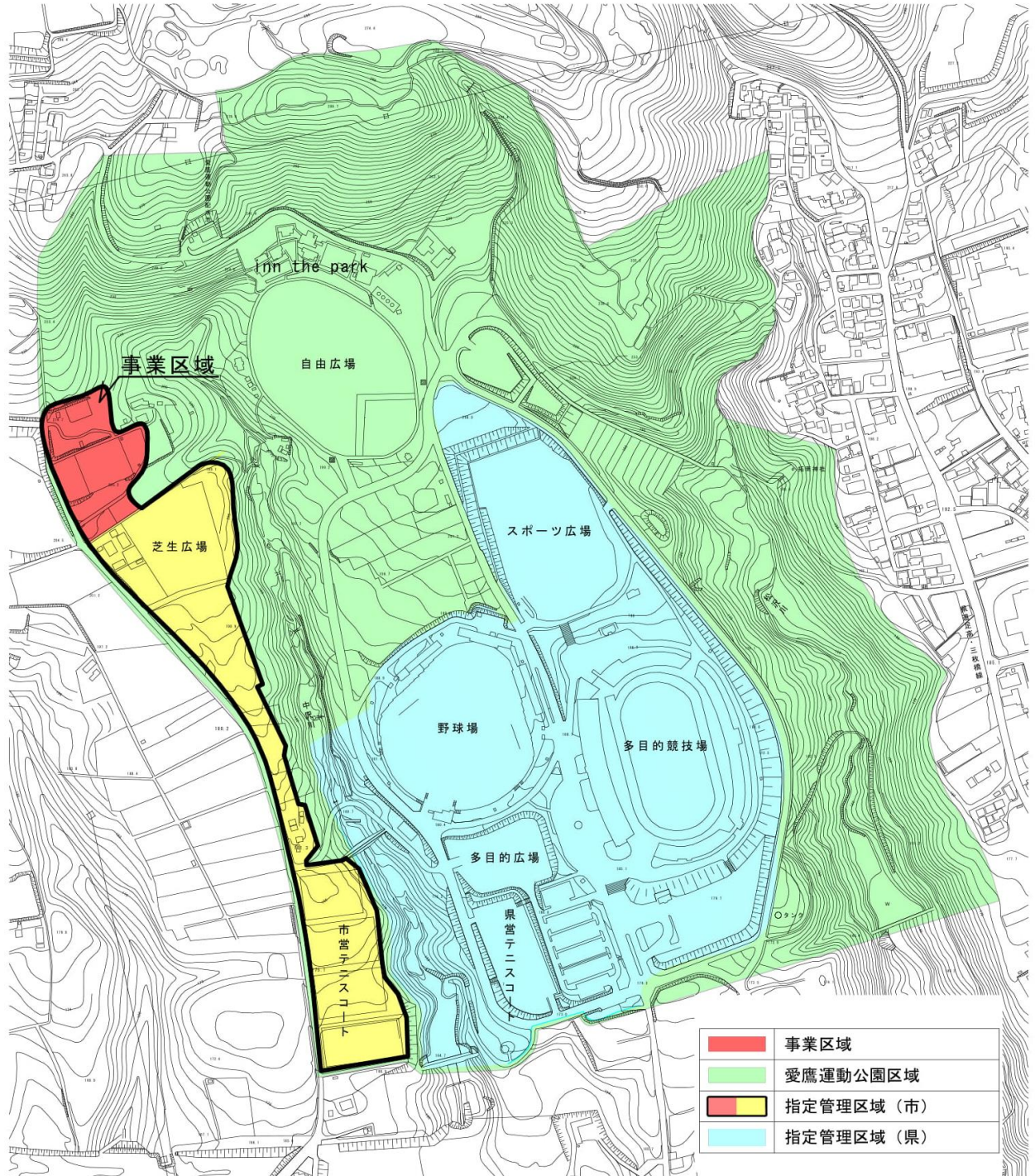
公園 管理者	指定管理者	管理面積 (ha)	期 間	主な施設
沼津市	(株)日産クリエイティブ サービス	4.9	平成 33 年(2021 年) 3 月 31 日まで	市営テニスコート、芝生広 場他
静岡県	(株)日産クリエイティブ サービス	19.4	平成 33 年(2021 年) 3 月 31 日まで	野球場、多目的競技場、 スポーツ広場、県営テニス コート他



区域図（概要）

（愛鷹運動公園）

0 100 200m



(7) 対象となる事業区域の概要

所在地	沼津市足高字尾ノ上 2 2 2 - 1 ほか
事業区域面積	約 9,800 m ²
都市計画による制限	区域区分 : 市街化調整区域、防火・準防火地域 : なし 高度地区 : なし、地区計画 : なし その他 : 都市公園区域 (開設済)
建築・造成等に関する制限	用途地域の指定のない区域の制限 : 建ぺい率/容積率 60/200 (さらに都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号) 第 4 条の制限があります。) 日陰制限 : なし ※対象となる事業区域は、埋蔵文化財の包蔵地です。整備に当たっては、沼津市教育委員会事務局文化振興課と協議の上、埋蔵文化財の保護・保存に配慮していただく必要があります。
その他	電気 : 引き込みなし、水道 : なし (市水共用区域外) 下水道 : なし (公共下水道区域外)、都市ガス : なし ※上記を使用する場合には、運営事業者が別途工事や、契約等を行う必要があります。
交通アクセス	東名高速道路沼津インターチェンジより北西 約 3.3 km 東名高速道路愛鷹スマートインターチェンジより北東 約 2.9 km

(8) 事業者選定方法

本事業の運営事業者は、「公募型プロポーザル方式」で選定し、本事業の基本的事項を定める基本協定を締結したうえで、都市公園法に基づく、公園施設の設置許可及び管理許可を受けていただきます。

(9) 事業の期間

事業期間は設置許可及び管理許可の申請が伴うことから 10 年以内で提案できるものとします。ただし、事業者の運営に問題がなく、かつ事業者が事業の継続を求め市が認める場合は、さらに 10 年を超えない範囲での継続が可能となります。

2 求める事業の概要

(1) 求める事業の内容

- ① 事業区域内で、土地の造成等により、マウンテンバイクの練習用アイテム (ジャンプ台等) を効果的に配置したスキル向上のための練習場 (以下、スキルパークという。) 及び附属施設の整備
- ② スキルパークの運営及び施設等の維持管理
- ③ スキルパーク利用者に対する技術的な指導及び安全管理
- ④ 市民等へのマウンテンバイク普及促進及び施設への集客を図るための企画及び実施

- ⑤ 事業区域内の維持管理及びその周辺における環境の維持
- ⑥ その他、スキルパークの運営に必要な事業

(2) 事業の基本となる事項

- ① 運営事業者は自ら資金を調達し、また、利用者から料金を調達することで施設の整備、維持管理及び事業の運営を行ってください。
- ② 事業区域内においては、スキルパークの運営に必要な附属施設（受付、事務所、倉庫、トイレ等）を設置することができます。
- ③ ②に挙げる項目以外については、スキルパークの運営に付随するものであり、公園施設として適切であると市が認めた場合において設置が可能です。
※提案する施設が公園施設として対象となるか、疑義がある場合はスポーツ交流推進室まで電子メールでお問い合わせください。
- ④ 当該区域が公園内に立地することを踏まえ、自然環境及び園内周辺の利用者の利便性を損なうことの無いよう配慮するとともに、園内の指定管理者及び他の事業者や活動団体の事業を妨げることの無いよう努めてください。

(3) 駐車場の確保について

事業の計画にあたり、事業区域内にスタッフ及び利用者用の駐車スペースを確保すること。

(4) 施設の設置許可及び管理許可

運営事業者の運営・維持管理する施設は、公園施設の設置許可及び管理許可を受けるものとします。なお、新たに公園施設として建築物を設けた場合は、固定資産税の課税対象となります。

(5) 事業計画に盛り込む内容

事業の計画にあたり、次にあげる項目は、運営事業者の費用負担において実施するものとして、予め盛り込んでいただく必要があります。

- ① 施設等の整備、建築関係手続き（測量や設計費用含む）
- ② 設置許可又は管理許可期間内の事業区域内の日常的な維持管理費用
- ③ 事業区域利用に係る料金
- ④ 業務に使用する設備機器及び什器の調達に要する費用
- ⑤ 施設及び設備機器・什器の日常的な維持管理（定期的な清掃及び草刈・山林管理・修繕・改良・定期的な保守点検・防災・保安警備・施錠・備品管理等）
- ⑥ 施設の利用者の利用対応（関係機関との連絡調整含む）
- ⑦ 施設の統括的な運営・維持管理（人件費・光熱水費・施設維持管理費・修繕料・施設使用料等の収支を含めた事業計画や維持管理マニュアルの作成・市への連絡報告）
- ⑧ 各種保険料

3 事業計画にあたっての条件

(1) 事業区域の条件

- ① 事業区域においては、極力既存の地形及び樹木を活かした計画としてください。活用事業の実施にあたり、伐採・移植などを予定する場合には、事前に市と協議してください。
- ② 事業区域内の園路については、原則として線形や幅員を変えることはできません。ただし、スキルパークの利用者及び一般の公園利用者の安全確保や利便性向上等のために変更する場合は市と協議してください。

(2) 施設の運営・維持管理に関する条件

運営事業者は、事業計画等に基づき設置許可及び管理許可を受け、施設の運営・維持管理を行うものとし、運営事業者は、施設を自ら有効に活用する他、市と協議し、承諾を得たうえで、部分的に賃貸することができるものとし、

① 利用料の金額の設定

基本協定に基づく区域内の有料施設の利用料については、運営事業者は市と協議を行い、決定します。

② 利用日及び利用時間の設定

基本協定に基づく区域内の有料施設の利用日及び利用時間については、運営事業者は市と協議を行い、決定します。

③ 年度事業計画書及び年度実績報告書の提出

- ・運営事業者は、毎年4月1日から翌年3月31日までを事業年度期間とし、毎年2月末日までに、基本協定に基づく事業計画書に対応した次年度事業計画書を市に提出し、確認を得なければなりません。
- ・運営事業者は、事業年度終了後、30日以内に、年度事業計画書に対する実績報告書及び収支報告書を市に提出することとします。

④ 安全性の確保

市は、本事業にあたり保険への加入を行いません。運営事業者は、事業実施にあたり、スキルパークの利用者及び一般の公園利用者に対する十分な安全対策を講じるとともに、必要となる保険に加入してください。

(3) 事業区域利用に係る料金等の条件

① 事業区域利用に係る料金

事業者は本事業の実施にあたり、事業区域利用に係る料金を市に対して納めていただきます。事業区域利用に係る料金の金額は、年額142,000円を下限とし、申請にあたっては、下限額以上の金額を設定してください。

② 納付方法等

事業区域利用に係る料金の納付方法は、運営事業者と協議のうえで決定します。なお、市長が指定する日までに納付されなかった場合は、「沼津市税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和43年条例第26号）」に基づき、督促手数料及び延滞金を徴収します。

③ 事業区域利用に係る料金の徴収等

次の期間においては事業区域利用に係る料金は徴収しません。

- ・ 運営事業者が決定した後、許可された施設の供用開始日までに、必要な整備等を行う期間。ただし、運営事業者の都合により、許可期間の途中で整備等を行う期間や、許可期間の満了により資材を撤去する期間等については、料金を徴収します。
- ・ 災害時等やむを得ない理由により、復旧作業等に伴い運営ができない期間。

(4) 権利譲渡等の禁止

運営事業者は、市の許可なく、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることは禁止します。

(5) 委託の禁止等

運営事業者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。運営事業者は、本事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって市へ申請し、承諾を得なければなりません。

また、市の許可を得て、本事業の一部を第三者に委託する場合、運営事業者の責任において、当該委託先に基本協定書の規定を遵守させてください。

(6) 事業計画の変更

事業計画を変更する必要がある場合は、運営事業者は相当の期間を設けて市と協議を行ったうえで、市の承諾を得て計画の内容を変更することができます。

(7) 事業の中止

事業計画書や市と締結した基本協定の内容に反するなど、本事業の目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、設置許可及び管理許可を取り消し、事業の中止を命じる場合があります。

(8) 原状回復義務

運営事業者は、設置許可及び管理許可期間が満了し継続しない場合、又は許可が取り消されたときは、市が指定する期日までに、対象施設を原状に回復し、市又は市が指定する者に対して引き渡すこと。ただし、市が認めた場合は、事業者は対象施設の原状回復は行わずに、別途市が定める状態で市又は市の指定する者に対して対象施設を引き渡すこととなります。

4 応募資格要件

(1) 応募者の構成

応募できる者は、法人または複数の法人によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とします。（個人としての応募はできません。）

法人として応募した場合は、他の応募グループの構成員になることはできません。また、応募グル

ープの構成員は、他の応募グループの構成員になることはできません。

応募グループは、代表法人を定め、当該法人に応募グループを代表して手続きを行っていただきます。

(2) 応募者の資格要件

法人又は応募グループの構成員は、本事業期間中に継続して優良なサービスを提供できる能力と実績を有し、安定的かつ健全な財務能力を有するものとします。

なお、次のいずれかに該当する者は、法人又は応募グループの構成員になることはできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続き開始の申立てをし、又は申立てがなされている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者
- ⑤ 応募書類提出時点において、市の一般競争入札の参加停止、または指名競争入札の指名停止の措置を受けている者
- ⑥ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある者
- ⑦ 国税及び沼津市税の滞納がある者
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、又はその構成員の統制下にある者及びそれらの利益となる活動を行う者
- ⑨ 本事業の選考委員会の委員が経営又は運営に直接関与している者

5 応募の手続き

(1) 募集要項の公表

- ① 配布期間 平成30年12月21日（金）から
- ② 配布方法 沼津市役所ホームページからダウンロードしてください。

ホームページアドレス

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/business/topics/h30/ashitakamt/index.htm>

(2) 質問の受付について

応募にあたり、募集要項の内容に関して質問がある場合は質問書を提出することができます。回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとします。

- ① 受付期間 平成30年12月25日（火）から平成31年1月9日（水） 午後5時まで
- ② 提出方法 質問書（様式1）により作成し、電子メールにて提出。
件名を【愛鷹MTBパーク質問】とし、電話にて市担当者まで、受信の確認をしてください。
- ③ 提出先 提出先メールアドレス sportskoryu@city.numazu.lg.jp

受信確認用連絡先電話 055-934-4843 (スポーツ交流推進室)

- ④ 回答日 平成31年1月11日(金)までに回答
- ⑤ 回答方法 沼津市役所ホームページへ掲載
ホームページアドレス
<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/business/topics/h30/ashitakamt/index.htm>
- ⑥ 注意事項 単なる意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがあります。

(3) 現地見学会の開催

本件に関して、応募意向がある者のうち希望者に対し、現地見学会を開催します。見学会に参加される場合は、事前に参加申込みが必要ですので、以下のとおり申し込んでください。なお、現地見学会へ参加者は「4 応募資格要件」を満たす必要があります。

現地見学会に参加いただかなくても、応募いただくことはできます。また、不参加であったことにより選考において不利になることはありません。

なお、事業区域は現地見学会以外の日においても自由に確認いただくことが可能です。

① 開催日時・場所

日 時：平成30年12月27日(木) 午前10時30分開始予定

会 場：沼津市立愛鷹運動公園内事業区域 (沼津市足高字尾ノ上222-1 ほか)

② 参加申込方法

平成30年12月26日(水)午後5時までに、現地見学会参加申込書(様式2)を電子メールにて送付。件名は、【愛鷹MTBパーク現地見学会参加申込】としてください。

③ 提出先 提出先メールアドレス sportskoryu@city.numazu.lg.jp

(4) 提出書類の受付

提出書類は以下のとおり受け付けます。提出書類は、以下の注意事項及び提出書関係書類一覧に従って提出してください。

- ① 受付期間 平成31年1月18日(金)～平成31年1月25日(金)
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ③ 提出方法 提出先へ持参
- ④ 提出先 沼津市 産業振興部 スポーツ交流推進室(沼津市御幸町16番1号 市役所5階)

(5) 必要書類及び提出部数

応募に必要な提出書類の様式や部数等は、次頁の表に示す「A 応募申込関連書類」と「B 事業計画書類」を参照してください。

提出書類に使用する言語は日本語及び日本国通貨とし、使用する単位はメートル法に定めるところによるものとします。

<A 応募申込関連書類> 提出部数：1部

A 4 縦ファイル（左側に 2 穴）に下記書類を綴ってください。

提出書類	様式
(1) 応募申込書	様式 3-1 様式 3-2
(2) 応募法人・団体の定款、寄付行為、規約 ※1	
(3) 法人登記簿謄本及び印鑑証明 ※1	
(4) 誓約書	様式 4-1 様式 4-2
(5) 納税証明書（課税のあるもののみ提出。） ① 沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの） ② 沼津市固定資産税納税証明書（昨年度のもの） ③ 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について） ・法人登記している事業者は「その 3」又は「その 3 の 3」を提出	
(6) 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書」 （直近）の写し※1	
(7) 事業者の概要 ※1	様式 5

※1 グループで申し込む場合、すべての構成員について提出してください。

※2 提出書類のうち、公的機関から発行されるものは、必ず提出日から 3 か月以内のものとしてください。

< B 事業計画書類 > 提出部数：6 部

A 3 横向きで印刷し、用紙の左横をファイル（左側に 2 穴）に下記書類を綴ってください。なお、事業計画書類には、法人の名称やマークなど応募者を特定できるような表示はしないでください。

提出書類	様式
(1) 事業計画書	表紙
(2) 整備計画	様式 6
(3) 運営計画	様式 7
(4) 事業者実績及び実施体制	様式 8
(5) 資金計画	様式 9
(6) 事業年度ごとの収支計画	様式 10

(6) 応募の失格事項

次の項目に該当した場合は、応募を無効とします。

- ① 募集要項に示した応募資格を満たしていないことが判明した場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 募集要項に示した条件に違反又は著しく逸脱した場合

- ④ 審査の公平性を損なう行為があったと市が認めた場合
- ⑤ 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ⑥ その他不正行為があった場合

(7) 応募上の注意事項

① 複数申請の禁止

応募者が提出できる申請数は、法人又は応募グループにつき1点のみとします。

② 計画内容の変更の禁止

応募者が提出した計画内容の変更は認められません。

③ 応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何にかかわらず返却しません。市は、運営事業者の選定の公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

④ 応募の辞退

応募書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届(様式11)を提出してください。

⑤ 応募に係る費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

⑥ 情報公開

提出された応募書類は、沼津市情報公開条例(平成12年条例第37号)に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

⑦ 応募グループの構成法人の変更

応募グループの代表法人及び構成法人の変更は認めません。ただし、構成法人の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合には、変更を可能とする場合があります。その際には、変更の旨を市スポーツ交流推進室までご相談下さい。

⑧ 資料提供の取扱い

ア 現地見学会等の定められた機会を除き、応募のために市からの資料提供を行うことはありません。応募者は、市が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで応募を行ってください。

イ 市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり又は内容を提示することを禁じます。ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

- ・ 公知となっている情報
- ・ 第三者により合法的に入手できる情報

⑨ 追加資料等の公表

この募集要項に修正が生じたときや、追加資料を公表するときは、沼津市役所ホームページに掲載します。

<ホームページアドレス>

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/business/topics/h30/ashitakamt/index.htm>

6 提案書の作成について

「5（5）必要書類及び提出部数」にて提出する書類は、次のとおり作成してください。

また、＜B.事業計画書類＞には、会社の名称やマークなど応募者を特定できるような表示はしないでください。

（1）整備計画（様式6）

- ① レイアウト計画は、事業区域内におけるジャンプ台等のアイテムのほか、園路、駐車場、附属施設等の配置について図中に記載してください。
- ② 造成、整備計画は、①で示した項目のサイズや形状等について文章、図面、イラスト、写真等で説明してください。
- ③ 工期工程表は、整備の準備から供用開始日までの工程表を示してください。

（2）運営計画（様式7）

- ① 具体的な運営内容は、本事業において計画している運営内容を説明し、想定している集客数や提供するサービス等についても記載してください。
- ② 利用者への技術的な指導及び安全対策は、利用者に対して実施する指導や、安全を確保するために講じる対策、事故発生時の対応方法等について説明してください。
- ③ 普及促進、集客を図るための取組みは、広報・PRの手段のほか、イベント等の開催を計画している場合は、その概要について記載してください。
- ④ 維持管理方法については、事業区域の施設、周辺環境の維持管理方法について説明してください。
- ⑤ 市に納める料金については、「3（3）事業区域利用に係る料金等の条件」に基づき、事業区域利用に係る料金の年額を記載してください。

（3）事業者実績及び実施体制（様式8）

- ① 類似事業の実績は、応募者がこれまでに実施した類似事業の経歴について記載してください。
- ② 実施体制、従業員の資格等については、本事業の運営に係る人員の体制と、有する技術、資格等について記載してください。

（4）資金計画及び収支計画について（様式9、10）

事業年度ごとの収支計画及び、資金計画について記載してください。

7 選考の手続き

（1）選考方法

- ① 優先交渉権者の選考は、有識者等で組織する選考委員会の意見を聴取し、市長が行います。
- ② 選考委員会の委員名は、公正な審査に影響を与える行為を防止するため非公表とし、優先交渉権者の決定時にあわせて公表します。
- ③ 応募者は、提出した計画書類の内容について、プレゼンテーション及び質疑応答を行います。

- ④ 採点は100点満点で行い、選考は「(2)選考基準」に示す基準に基づき、総合的に審査し、本施設を最も適切に整備・運営・維持管理することができると思われる者を優先交渉権者とし、また、次点候補者も併せて選考します。
- ⑤ 評価点(100点)に採点した委員人数を乗じた点数の6割を最低基準点とし、それ以上の点数を得た計画の中から契約候補となる者を選考します。
- ⑥ 選考委員会の開催は、平成31年1月29日(火)を予定しており、具体的な時間や場所は応募者宛てに事前にお知らせします。

(2) 選考基準

計画内容の選考基準及び点数配分は以下のとおりです。

大項目	中項目	配点	詳細項目
計画の評価	具体性	10	事業の目的を理解し、具体的な計画が立てられているか
	独自性	10	競技の普及促進、エリアへの新たな集客を見込むための独自の工夫はあるか
	実現性	15	資金計画及び収支計画が適当であり高い実現可能性を有しているか
	安全性に対する配慮	10	事故防止の対策及び、事故発生時の対応が十分に計られているか
	料金の設定	5	事業区域利用に係る料金の設定額が財政面における市への貢献度が高いものであるか。
応募者の評価	同種・類似業務実績	30	同種・類似業務における十分な実績があるか
	実施体制	20	事業に関する専門的な知識、技術及びスタッフを有しているか
合計		100	点

(3) プレゼンテーション及び質疑応答

応募者がプレゼンテーション及び質疑応答を行うとき、パワーポイントを使用することができます。使用するうえでの留意事項は次のとおりです。

- ① プロジェクター(ウインドウズ対応)及びスクリーンは準備しますので、応募者所有のパソコン(RGB端子を有するもの)をご準備ください。
- ② 市は、不具合に備え、念のためパワーポイント(バージョンは2016版)がインストールされたパソコンを準備しますので、パワーポイントで作成したデータを保存したUSBメモリ等も併せてご用意ください。
- ③ プレゼンテーション及び質疑応答の時間はそれぞれ、プレゼンテーション8分、質疑応答12分とします。

(4) 優先交渉権者の決定及び選考結果の通知等

優先交渉権者の決定は、平成31年1月末を予定しており、選考結果はすべての応募者に書面にて通知（グループで応募した場合は、申し込み代表者に通知）するとともに、市のホームページで応募者名とともに公表します。なお、選考結果に関する問い合わせ及び異議については受け付けません。

(5) 次点候補者の地位

次点候補者は、その地位を、優先交渉権者への設置許可及び管理許可が行われるまでの間、保持するものとし、優先交渉権者と合意に至らなかったとき、または優先交渉権者が辞退したときは、次点候補者が優先交渉権者に繰り上がるものとしします。

8 基本協定等に関する事項

(1) 事業計画の内容修正

優先交渉権者が提出した事業計画は、これを確約するものではありません。必要に応じて修正等をしていただくことがあります。

(2) 基本協定の締結

優先交渉権者は、市からの選定通知後、速やかに事業内容について市と協議を行います。

運営事業の実施事項について協議が成立した後、優先交渉権者と市との間で基本協定を締結していただきます。基本協定の内容は、別添資料「基本協定書（案）」を基本とします。

9 照会窓口（業務担当課）

沼津市 産業振興部 スポーツ交流推進室

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号

電子メールアドレス sportskoryu@city.numazu.lg.jp

ホームページアドレス

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/business/topics/h30/ashitakamt/index.htm>

《用語の定義》

〈公園施設〉

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項の規定に基づき、都市公園の効用を全うするため、当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設。

- 1 園路及び広場
- 2 植栽、花壇、噴水その他の修景施設
- 3 休憩所、ベンチその他の休養施設
- 4 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設
- 5 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設
- 6 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設
- 7 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設
- 8 門、さく、管理事務所その他の管理施設
- 9 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設

都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）

（公園施設の種類）

- 第五条 法第二条第二項第二号の政令で定める修景施設は、植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するものとする。
- 2 法第二条第二項第三号の政令で定める休養施設は、次に掲げるものとする。
 - 一 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める休養施設
 - 3 法第二条第二項第四号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。
 - 一 ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める遊戯施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める遊戯施設
 - 4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。
 - 一 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設
 - 5 法第二条第二項第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。
 - 一 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの
 - 二 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの
 - 6 前二号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設
 - 6 法第二条第二項第七号の政令で定める便益施設は、飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。）、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。
 - 7 法第二条第二項第八号の政令で定める管理施設は、門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、

苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む。以下同じ。）、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。第三十一条第八号において同じ。）その他これらに類するものとする。

- 8 法第二条第二項第九号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

都市公園法施行規則（昭和31年省令第30号）

（災害応急対策に必要な公園施設）

第一条の二 令第五条第八項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設は、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設及び延焼防止のための散水施設とする。

〈管理許可〉

都市公園法第5条の規定に基づき、公園管理者（市）以外の者が公園施設の管理運営を行うことを公園管理者が許可すること。今回は、既存の公園施設が対象となる。

なお、この許可は行政行為の1つであり、民法の特別法である借地借家法は適用されません。

〈設置許可〉

都市公園法第5条の規定に基づき、公園管理者（市）以外の者が自ら公園施設を設置し、管理運営を行うことを公園管理者が許可すること。今回は、既存の公園施設以外で、運営事業者が新たに設置する公園施設が対象となる。

なお、この許可は行政行為の1つであり、民法の特別法である借地借家法は適用されません。

〈運営事業者〉

今回の本事業に係る基本協定に基づき、管理許可を受けた事業区域において、施設の運営・維持管理を行う民間事業者等。

〈優先交渉権者〉

審査において、最も優れた提案を行ったと評価された応募者であり、市との具体的な協議を経て、基本協定を締結した時点で運営事業者となる。

〈次点候補者〉

審査において、二番目に優れた提案を行ったと評価される応募者であり、優先交渉権者が市との具体的な協議で不調になった場合において、次点候補者は優先交渉権者に繰り上げられる。